



# 全日三重

Vol-350  
2020.10.5

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部 TEL 059-351-1822 FAX 059-351-1833  
〒510-0087 四日市市西新地 12 番 6-2 号 <https://mie.zennichi.or.jp/>

## 本人特定事項の確認の際の留意事項について

今般、医療保険制度の適正かつ効率的な運営をはかるための健康保険等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、国民健康保険等の医療保険の被保険者証等に記載された被保険者記号・番号について、健康保険事業またはこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、令和2年10月1日に施行されました。

これに伴い、宅地建物の売買契約の締結またはその代理もしくは媒介時に、犯罪収益移転防止法第4条により顧客等の本人特定事項の確認に際して、本人確認書類として、国民健康保険等の被保険者証の提示を求める場合、被保険者証の被保険者記号・番号を書き写すことのないようお願いいたします。この場合において、当該被保険者証の写しをとる際には、写しの被保険者記号・番号を復元できないようマスキングを施した上で確認記録に添付してください。

送付により被保険者証の写しを受け取る場合にも、あらかじめ顧客等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けるようにする等の配慮をお願いいたします。

マイナンバー（個人番号）、基礎年金番号についても収集等を行うこと及び告知を求めることは他法令により禁止されていますので、マイナンバーカードにあっては、表面のみの写しを取る、基礎年金番号にはマスキングを施す等、取り扱いにご留意ください。

○犯罪収益移転防止法の解説等 [https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law\\_com.htm](https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law_com.htm)

## 土砂災害警戒区域等の指定について

今般、熊野市、御浜町、紀宝町並びに大紀町において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域等が下記のとおり指定されましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

指定地区：①熊野市新鹿町、御浜町下市木、紀宝町鮎田 外  
②大紀町大内山

指定年月日：令和2年8月28日

告示番号：①三重県告示第575号、第577～579号、第581号、第582号  
②三重県告示第576号、第580号

◆県公報 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000907815.pdf>

◆指定区域図など [http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284\\_00003.htm](http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm)

## 2020年度「賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会」開催のお知らせ

日時 令和2年11月26日(木) 12:00～16:10

場所 名古屋国際センター（別棟）ホール

定員 会場定員 60名

※コロナ感染症防止対策として、会場定員の50%以下の人数で開催。

今年度は、web（You Tube）による講義も実施しますので、申込時に選択してください。

内容 ①「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」の解説  
②「賃貸住宅標準契約書（平成30年3月版）」の解説  
③「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集（改訂版）」の解説  
講義終了後、グループ討議（定員20名 事前申込要）を行います。

○受講希望される方は、インターネット(<http://www.shaku-ken.co.jp>)あるいはFAXで事前にお申込みが必要です。FAXの方は、申込書をお送りいたしますので、三重県本部事務局までご連絡ください。

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。